

高齢者虐待防止に関する指針

株式会社 共働ケア

光訪問看護ステーション

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

(1) 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止の為に必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底する為、本指針を算定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

(2) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいう

①身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体拘束すること。

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。

③心理的虐待

脅しや屈辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

④性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭をしようし、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(3) 虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止に取り組むにあたって「高齢者虐待防止県と言う委員会」を設置するとともに、虐待防止に

関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は管理者が努める
- ・委員会委員は、看護職員・理学療法士とする。

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は年2回（6か月毎）以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤虐待が発生した場合の対応にかんすること
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は管理者とする

(5) 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止の為の研修は、基礎的内容などの適正な知識を普及・啓発するものであると共に、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する

- ①定期的な研修の実施（年2回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出血者の記録と保管

(6) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の、虐待者が職員であった場合は、役職位等の、いかがを問わず、厳正に対処する。
- ②緊急性の高い事案は、市町及び警察等の強力を仰ぎ被虐待の権利と生命の保持を最優先する。

(7) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3(5)で定められた高齢者虐待防止担当者とする。

なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

(2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し速やかな解決に繋げるよう努める。

(8) 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉行後会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

(9) 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 虐待等野苦情相談においては、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

(3) 対応の結果は相談者にも報告する。

(10) 利用者等に対する指針野閲覧

職員、利用者及び家族をはじめ、外部に対しても、本指針を何時でも閲覧できるよう、事業所ホームページにも公開する

(11) その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利養護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利養護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年1月1日より施行する。